

平成29年4月  
警察庁  
国土交通省

## 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」 に対する意見の募集結果について

警察庁及び国土交通省において、平成28年12月16日から平成29年1月14日までの間、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行ったところ、16件の御意見を頂きました。

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 定めた命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成29年内閣府令・国土交通省令第3号）

### 2 命令等の案を公示した日

平成28年12月16日

### 3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室及び国土交通省道路局企画課において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案の一部箇所を別紙2のとおり修正することとしました。

### 5 参考

頂いた御意見の総数 16件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	2件
F A X	0件
郵 送	0件

## 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方について

### 1 改正案全般について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案（以下「改正案」という。）全般について、

- 国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備することは、安全な道路交通を確保する上で有効である。
- 交通ルールに関する教育の方が重要であり、英語を併記する必要はない。といった御意見がありました。

今回の改正は、訪日外国人が増加を続けていることや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えていることを受け、今後、訪日外国人によるレンタカー等の利用が増加することが予想されることから、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備するために行うものです。

あわせて、関係機関と連携し、外国人運転者に対する交通ルールの周知にも取り組んでまいります。

### 2 併記する英字の書体について

併記する英字の書体については、

- 改正案の英字の書体は、「S」の字の右上・左下の先端部分の巻き込みが強いため、同部分は、悪条件下において他の部分と接して見える。また、同書体は、既成の書体の縦横比を変更したものであるため、不自然な印象を与える。といった御意見がありました。

改正案で使用した英字の書体は、御意見のとおり、道路標識において一般的に使用されている既成の書体の一つを基に、各道路標識において英字を表示するスペース（以下「表示スペース」という。）の大きさに合わせ、縦横比を変更して作成したものです。

警察庁では、頂いた御意見を踏まえ、書体に関する専門家の御意見も伺った上で改めて検討を行い、日本字（「止まれ」又は「徐行」）の書体との調和を勘案しつつ、縦横比を変更せずに表示スペースに表記することが可能であり、かつ、「S」の字の先端部分が他の部分と接しているように見える蓋然性がより低いと考えられる書体を使用することとしました。

### 3 規制標識「一時停止」の様式について

規制標識「一時停止」の様式については、

- 従来どおり「一時停止」の逆三角形の形状を維持することは、日本人にとって違和感がなく受け入れやすい。
- 国際標準に合わせて、「一時停止」は八角形にした方がよい。といった御意見がありました。

規制標識「一時停止」の逆三角形の形状は広く国民に定着しており、その形状を変更することは、車両を運転する国民の道路標識の意味の把握に混乱を招くおそれがあると考えられます。また、警察庁が平成28年1月に外国人運転者521名に対して実施したアンケートにおいては、現行の規制標識「一時停止」の形状を八角形にして英語を併記するよりも、逆三角形の形状を維持したまま英語を併記する方が分かりやすさの向上に資するとの結果が得られました。このほか、視認性に関する対照実験の結果、八角形よりも逆三角形の方が視認性が高いと認められたことも踏まえ、現行の規制標識「一時停止」の逆三角形の形状は維持すべきであると考えております。

#### 4 規制標識「徐行」及び「前方優先道路」の様式について

規制標識「徐行」及び「前方優先道路」の様式については、

- 「徐行」は「SLOW」より「YIELD」、「CAUTION」又は「WATCH OUT」の方が意味が伝わりやすい。
- 「前方優先道路」は「SLOW」より「YIELD」の方が規制内容の表現として適切である。
- 赤色部分の面積の減少が視認性に悪影響を与えることを懸念する。といった御意見がありました。



道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第20号の規定において、「徐行」は、「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。」と定義されています。したがって、譲るべきことを示す「YIELD」又は注意すべきことを示す「CAUTION」若しくは「WATCH OUT」よりも、速度を減ずるべきことを示す「SLOW」の方が、規制標識「徐行」に併記する英語として適切であると考えております。

また、「前方優先道路」の規制が行われている場所でも車両には徐行義務が課されることから、規制標識「前方優先道路」の本標識板は、規制標識「徐行」と同じものが用いられているため、同様に「SLOW」の英語を用いることとしました。

赤色部分の面積については、現行の面積を維持した場合、「SLOW」の文字の大きさが小さくなり、表示された内容が遠方からは認識できないおそれがありました。そこで、平成28年11月に視認性に関する対照実験を実施し、現行の赤色部分の面積を維持したまま「SLOW」の文字を併記した様式と、赤色部分の面積を小さくし、より大きな「SLOW」の文字を併記した様式とを比較した結果、後者の方が視認性が高いと認められたため、これを採用いたしました。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

○ 規制標識「一時停止」の様式

意見公募手続を実施した案	公布された命令
	

○ 規制標識「徐行」及び「前方優先道路」の様式

意見公募手続を実施した案	公布された命令
